

自殺対策について

- I. 令和5年（2023年）の本市の自殺の状況
- II. 第2期熊本市自殺総合対策計画重点対策について
- III. 令和7年度 新たな取組

健康福祉局 障がい者支援部
こころの健康センター
令和7年2月4日

自殺対策・計画策定の根拠

■ 自殺対策基本法

第3条

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、**当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

第13条

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、**当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。**

■ 自殺総合対策大綱の見直し（令和4年10月14日閣議決定）

- ・ **子ども・若者**の自殺対策の更なる推進・強化
- ・ **女性**に対する支援の強化
- ・ 地域自殺対策の取組強化
- ・ 総合的な自殺対策の更なる推進・強化
- ・ 自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに平成27年比30%以上減少させることを目標とする。※旧大綱の数値目標を継続

自殺対策・計画策定の根拠



「自殺総合対策大綱」のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **自殺等の事案について詳細な調査や分析**をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、S O Sの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やpush型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

- 孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

第2期熊本市自殺総合対策計画の概要

● 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「支え合う熊本市」の実現を目指す

● 計画の期間

令和6年度から令和9年度までの4年間

● 目標

自殺死亡率を12.0以下まで減少させる
(平成27年水準から30%減少)

● 評価指標

- ・ ゲートキーパー養成講座受講者数
- ・ ゲートキーパーの認知度
- ・ こころの相談窓口を知っている人の割合

● 自殺対策の具体的な取組

1. こども・若者の自殺への対策
2. 女性の自殺への対策
3. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ対策
4. 地域におけるネットワークの強化
5. 自殺対策を支える人材の育成
6. 市民への啓発と周知
7. 生きることの促進要因への支援
8. うつ病等への対策
9. 高齢者への自殺対策
10. 生活困窮者への自殺対策
11. 勤務・経営問題への対策

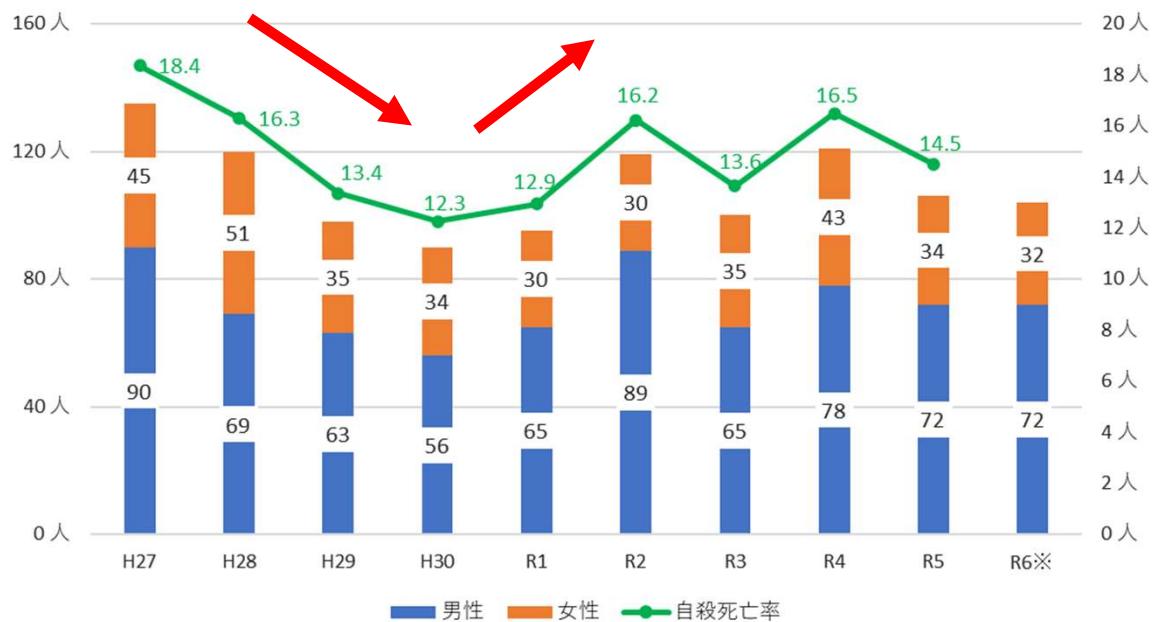
重点対策

I. 令和5年(2023年)の本市の自殺の状況

I. 本市の自殺の状況

1 自殺者数と自殺死亡率の推移・男女別内訳

平成30年まで減少傾向であったが、令和元年に増加に転じ、その後、増減を繰り返している



【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)

令和5年 自殺者数 (男性72人 女性34人)

106 人
令和5年 全国:21,837人

令和5年 自殺死亡率※

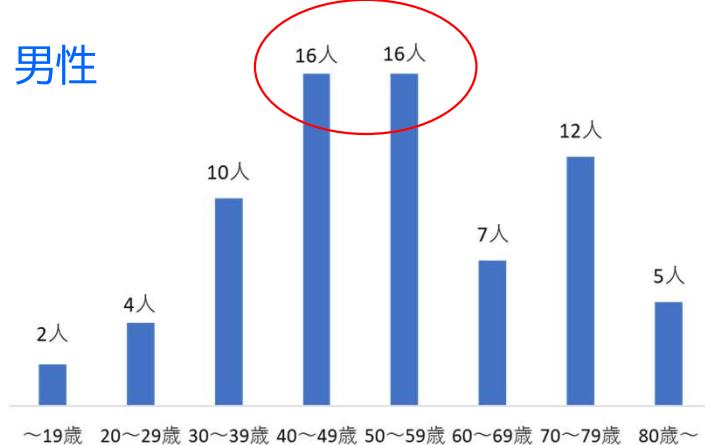
14.5 人
令和5年 全国:17.6 人

※自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
自殺者数	135人	120人	98人	90人	95人	119人	100人	121人	106人	104人

※R6年は11月までの暫定値 (R7.1.14時点)

I. 本市の自殺の状況 2 年代別自殺者数

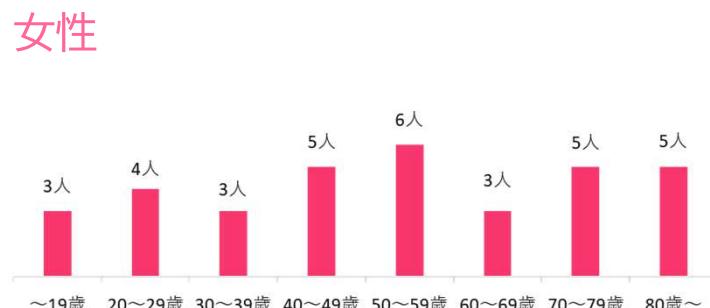


【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)

令和5年 男性の自殺者数

40代・50代 が多い

※全国でも同様の傾向



令和5年 女性の自殺者数

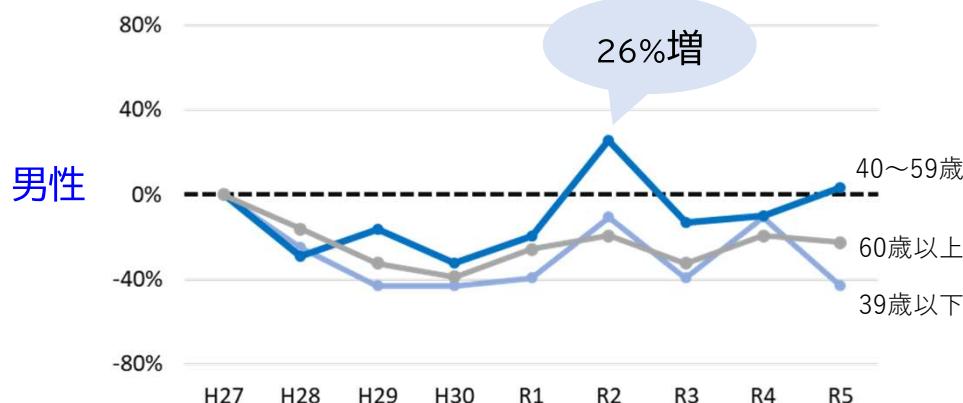
全ての年代 で3人以上の自殺者

※全国では50代が最も多い。
他の年代は同程度で、本市と同様の傾向

I. 本市の自殺の状況

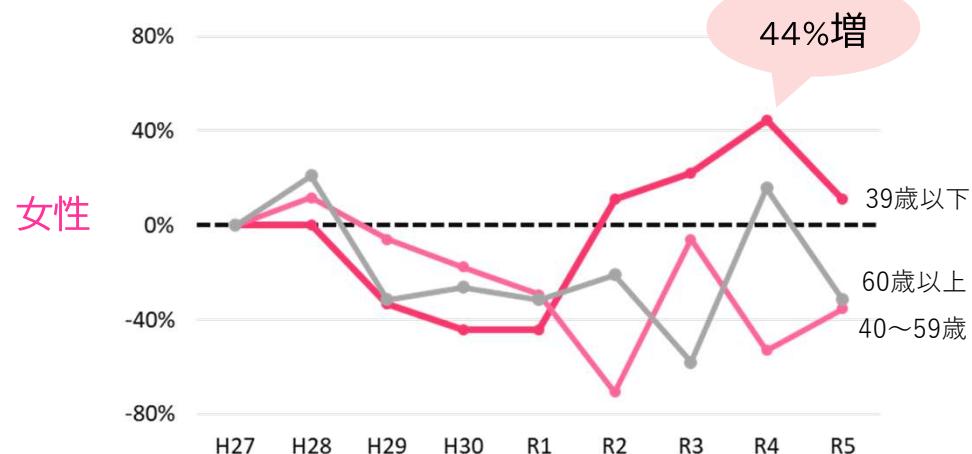
3 年代別推移（男女別）

※平成27年(自殺総合対策計画 数値目標の基準年)を起点とした増減率



【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)

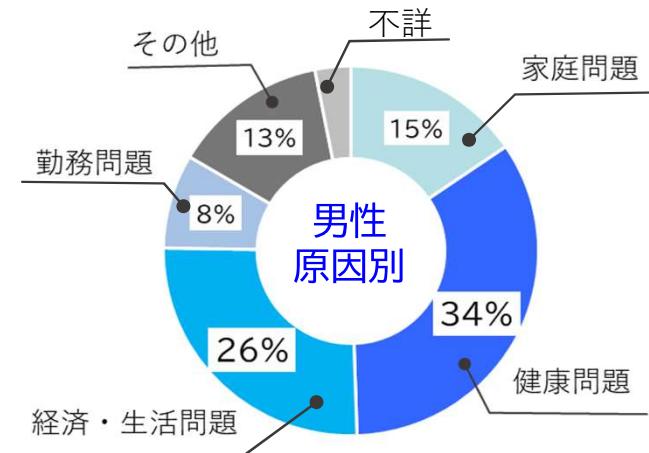
男性は、令和2年及び令和5年の
40代・50代
で平成27年を超える自殺者数である



女性は、令和2年以降連続して
39歳以下
で平成27年を超える自殺者数である

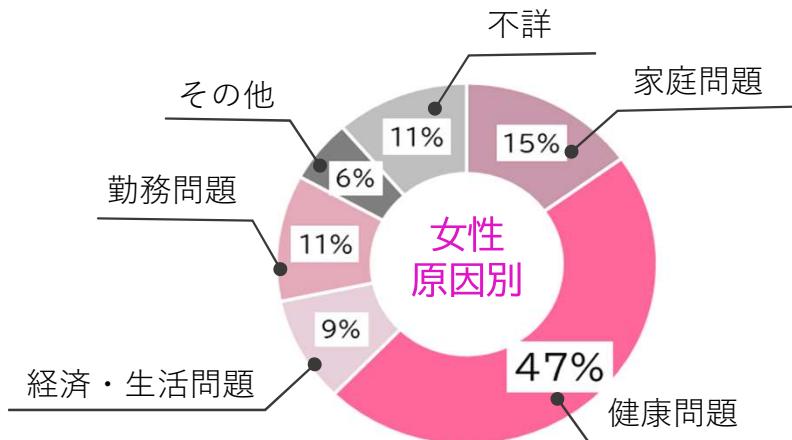
I. 本市の自殺の状況

4 原因別内訳（男女別）



【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)

令和5年 男性の原因別自殺者数
健康問題が最も多く、次いで
経済・生活問題が多い



令和5年 女性の原因別自殺者数
約半数が**健康問題**である

II. 第2期熊本市自殺総合対策計画 重点対策について

重点 1 女性の自殺への対策

重点 2 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ対策

重点 3 若者(20歳から39歳まで)の自殺への対策

重点 4 こども(生徒・学生)の自殺への対策

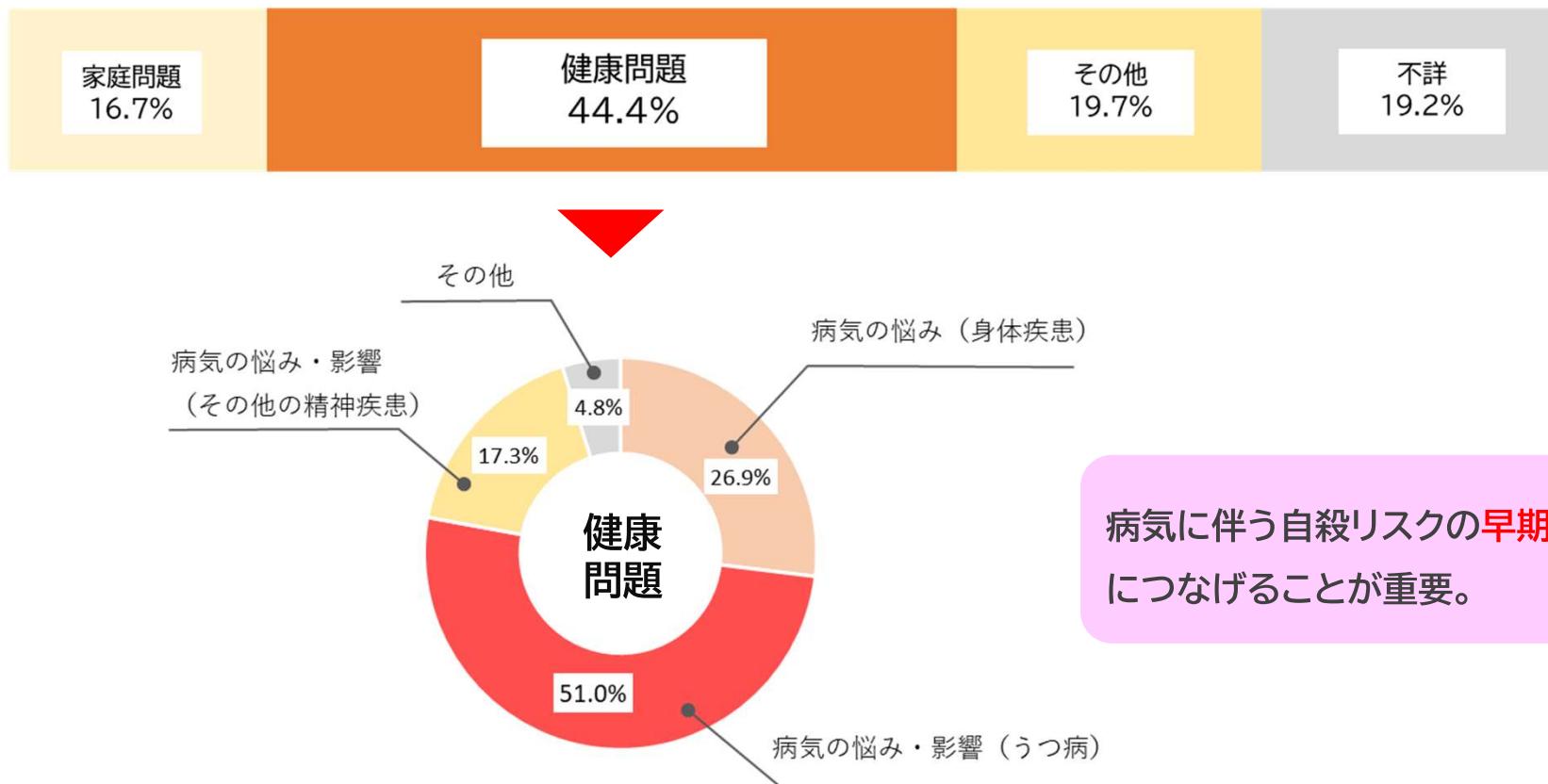
II. 重点対策について

1 女性の自殺者への対策（状況）

○過去5年(令和1年～令和5年)合計の原因別割合

【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)

健康問題(うつ病、その他の精神疾患、身体疾患)を理由とした自殺者が最も多い状況



II. 重点対策について

1 女性の自殺者への対策（具体的取組）

0 1


SNS相談

「こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏」

毎週火曜・日曜(年末年始を除く) 18時～22時

※令和5年度実績:対応件数3,157件

0 2


電話相談

「こころの健康相談」

平日(年末年始を除く) 9時～16時

※令和5年度実績:対応総件数8,341件(うち新規1,496件)

0 3


ストレスチェック

「こころの体温計」

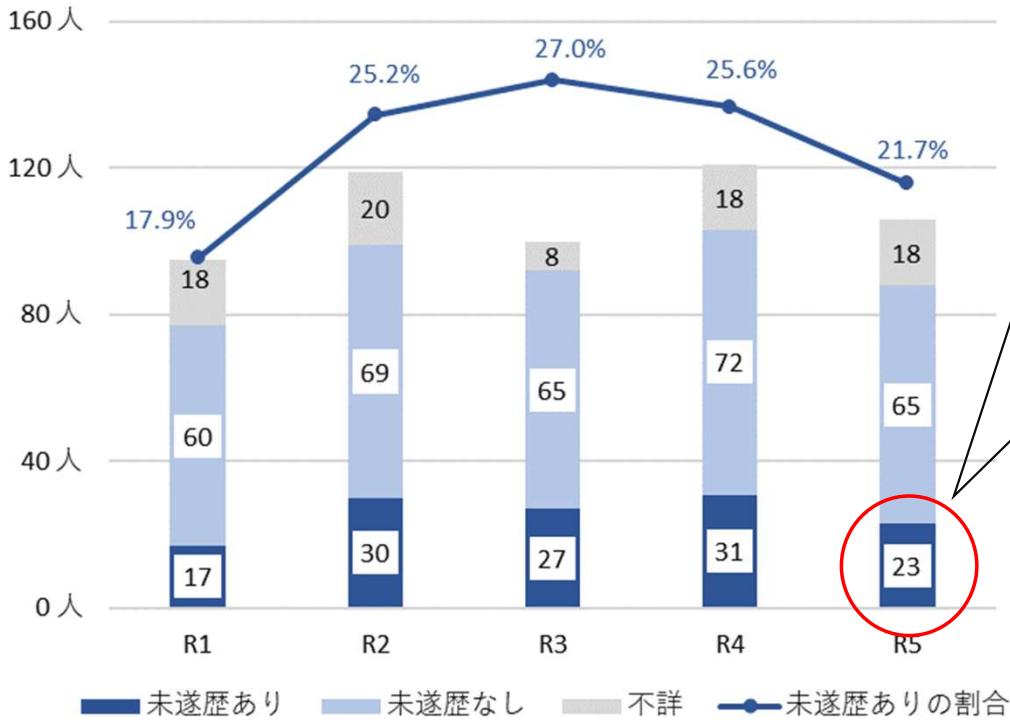
こころの健康センターホームページに常時掲載

※令和5年度実績:本人モードアクセス件数12,654件

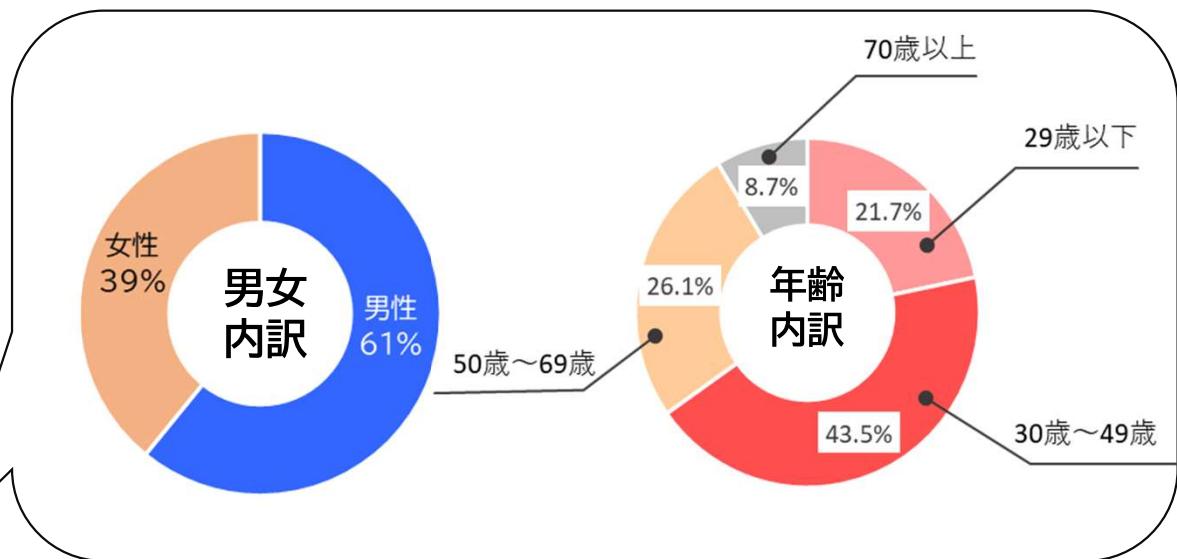
II. 重点対策について

2 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ対策（状況）

○過去5年の自殺者のうち自殺未遂者の割合



【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)



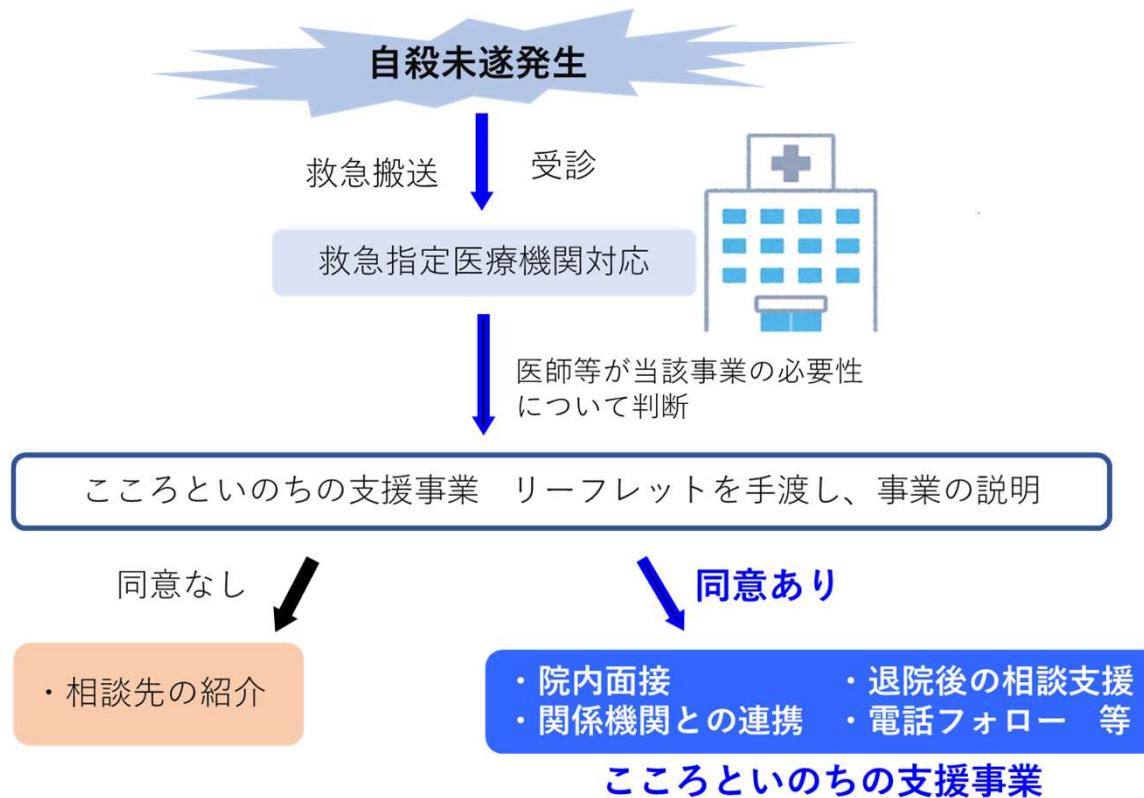
令和5年、自殺未遂歴ありの自殺者数および割合は減少したものの、
自殺者の5人に1人は自殺未遂歴があり、継続した支援が必要。

II. 重点対策について

2 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ対策（具体的取組）

こころといのちの支援事業(自殺未遂者支援)

救急指定医療機関等、関係機関から情報提供を受けた自殺未遂者で同意があった者または家族に対し、自殺未遂の背景となった問題を整理し、相談支援を行う。

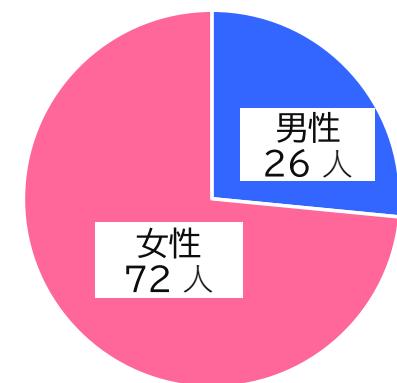


これまでの支援状況

R1	R2	R3	R4	R5	計
18人	22人	16人	19人	23人	98人

※継続支援中(R6.3月末時点)
50人
終結
47人
死亡
1人

ケース実人数(98人)の男女内訳



II. 重点対策について

3 若者（20歳から39歳まで）の自殺への対策（状況）

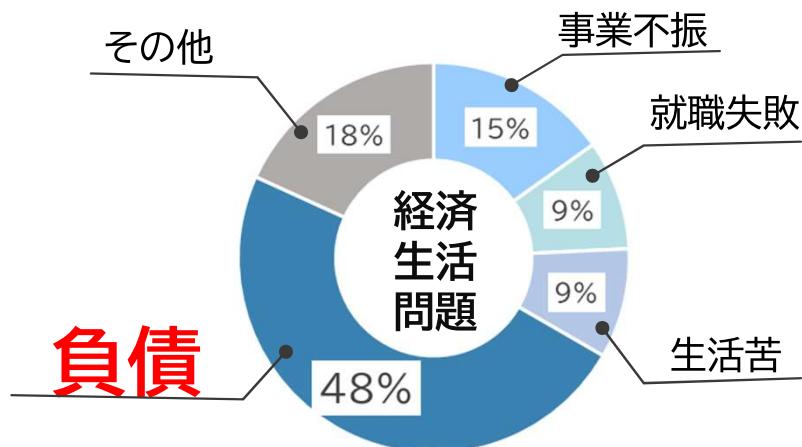
○過去5年(令和1年～令和5年)合計の原因別割合

【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)

健康問題に次いで、経済・生活問題を理由とした自殺者が多い状況



男性：84人
女性：33人



経済・生活問題のなかでも**負債**を原因とするものが約半数。

ギャンブル依存等の**依存症対策**及び関係機関と連携した**経済・生活支援**が必要。

II. 重点対策について

3 若者（20歳から39歳まで）の自殺への対策（具体的取組）

0 1 経済・生活支援

- 暮らしとこころの悩みの相談会
- 多重債務相談
- 生活困窮者自立支援 等

0 2 依存症支援

- 依存症専門相談
- 依存症当事者グループプログラム
- 依存症家族教室 等

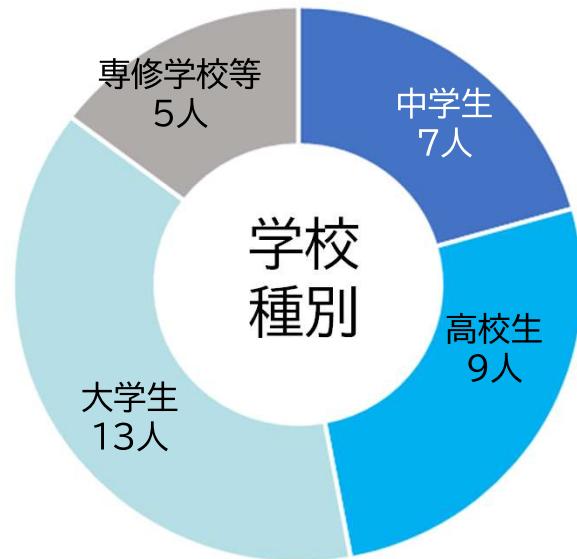
0 3 庁内・関係機関との連携

- 自殺対策推進本部会議
- 自殺対策連絡会議(各局主管課および関係課)
- 自殺対策連絡協議会(関係機関)

II. 重点対策について

4 こども（生徒・学生等）の自殺への対策（状況）

【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)



生徒・学生等の自殺者数(令和1年～令和5年合計)

34人 (うち男性 22人、女性 12人)

全体の自殺者数は減少しても、生徒・学生等の自殺者が継続して発生している状況。

II. 重点対策について

4 こども（生徒・学生等）の自殺への対策（状況）

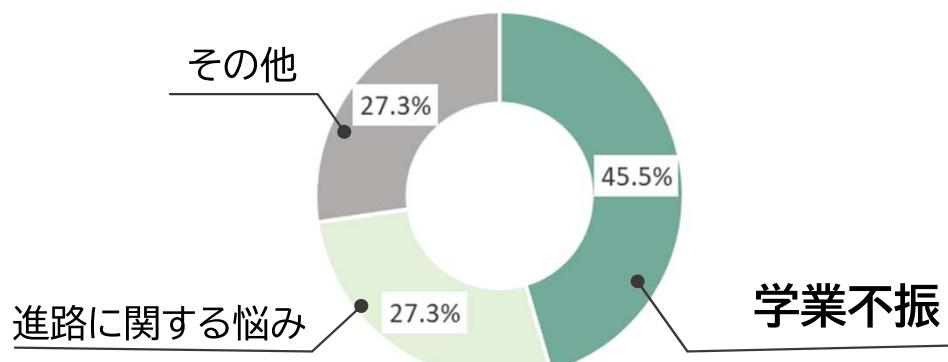
【出典】厚労省自殺統計(熊本市:居住地・発見日)

○過去5年合計の原因別割合

学校問題を理由とした自殺者が多い状況



※R1～R3は「19歳以下」で集計 R4,R5は「生徒・学生等」で集計



学校問題の中でも学業不振や進路に関する悩みを原因とする割合が大きく、学校や家庭において、子どもの日頃の様子から、**SOSのサインに気づく**ことが重要。

II. 重点対策について

4 こども（生徒・学生等）の自殺への対策 （具体的対策）

拡充
1

ゲートキーパー養成研修の実施

新たに教職員向け研修を開催および若者版ゲートキーパー研修の拡充

新規
2

保護者等への普及啓発講演会の開催

こどもを取り巻く大人に向けた自殺予防の普及啓発

1 ゲートキーパー養成研修



新規

0 1 教職員向け研修

こどもの支援に特化した教職員対象の養成研修

※令和6年8月1日 初回実施

拡充

0 2 若者版ゲートキーパー研修

中学生以上の若者を対象とした研修

※令和5年度 中学校2校実施 ⇒ 令和6年度 **5校実施**(予定)

拡充

0 3 支援者向け・市民向け研修

若者のオーバードーズ対策として、新たに**薬剤師会**への周知を実施。その他、民間企業等にも出前講座を実施。

※令和6年度 崇城大学教員向け研修の依頼あり

継続

0 4 市職員向け動画研修

9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)に全職員を対象とした動画研修

※職員の理解度向上のため、継続的に基礎的な内容を実施

2 保護者等への普及啓発講演会の開催

子どもの自殺リスクの把握には、学校とともに保護者等が重要な役割を担っていることから、
子どもの困りごとに**早期に気づき、声をかけることの大切さ**について講演会を行う。

子どもの困りごとに早期に気づくために

日 時:令和6年9月7日(土) 14時~16時

場 所:ウェルパルくまもと1階 大会議室

対 象:保護者、子どもに関わる方、教職員、等

講 師:出水南中学校長 田中 慎一朗 先生

臨床心理士・公認心理師 正田 真紀 先生

司 会:まさやん(タレント)



III. 令和7年度 新たな取組

1. AIチャットボットの試行実施及び導入検討

現在のSNSによるこころの悩み相談事業について、

- ①相談時間が週2回（日・火曜日）18時～22時までと限定された中での事業実施となっていること
- ②特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクや特定非営利活動法人あなたのいばしょ等のSNS相談事業が全国展開されていること

などをふまえ、AIなど新たなツールを導入し365日24時間いつでも相談対応可能な体制としつつ、相談につながった方への対人支援の充実に向けて人員を配置する等新たな相談体制の構築を検討。

現在東京都保健医療局で運営されているAIチャットボットによる「こころコンディショナーplus」の試行を自殺対策強化月間にあわせて令和7年3月から4月に実施し、結果を踏まえ導入の可否を検討。

「こころコンディショナー」は、NECソリューションイノベータ株式会社が「認知行動療法研修開発センター」の大野裕氏による監修を得て開発。うつや不安に対処する精神療法(心理療法)の「認知行動療法」のエッセンスである認知行動変容のアプローチを日常のストレス対処やこころの健康維持増進に活用されている。

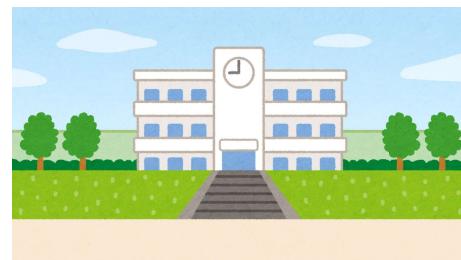


2. (仮称)子どもの自殺危機対応チームの設置

学校現場における困難事例に対して、学校からの支援依頼に基づき、子どもの自殺危機対応チームが専門家の助言等を速やかにフィードバックする等中長期的に支援する。

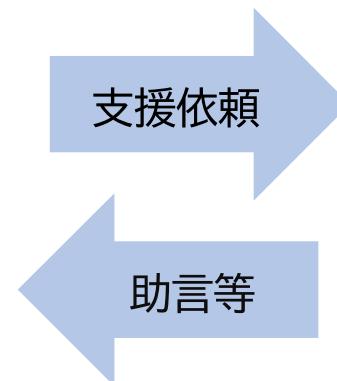
学校や地域の支援力向上を目的とする。

(自殺総合対策大綱・子どもの自殺対策緊急強化プランに記載あり)



学校

- 希死念慮のある子どもへどう声をかけたら良いのか？
- 保護者にどう伝えるべきか
- 病院に繋いだほうがよいのか



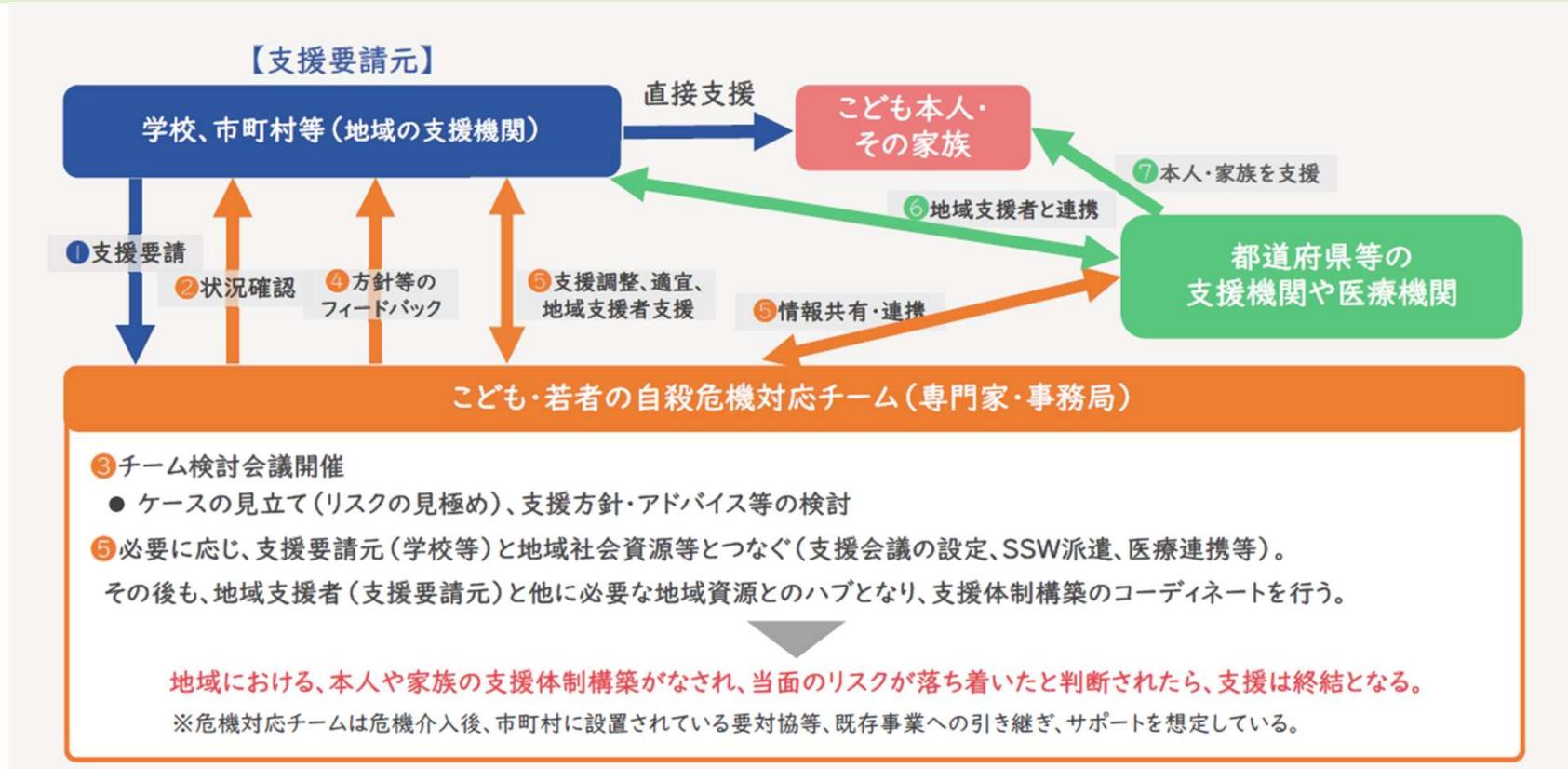
中長期的に支援



子どもの自殺危機対応チーム

- 子どもへの声かけや対応方法の助言
- つなぐべき支援機関の紹介、連携

2. (仮称)子どもの自殺危機対応チーム フロー図(イメージ)



ポイント

- 1) 当該生徒の危機状況がどの程度であるかを確認するため、上記②の支援要請元への状況確認(電話や対面等)は、迅速に行う。
- 2) 本チームの役割は、当該生徒だけでなく、必要に応じて、その家庭の課題も含めた包括的な支援体制の構築を担うことである。
(本チームはあくまで支援要請元である学校、市町村等(地域の支援機関)との仲介役であり、一時的にサポートする立場である。)

2. (仮称)子どもの自殺危機対応チーム スケジュール(予定)

